

# 経済建設常任委員会会議録

平成26年9月24日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:35

## 案件

1. 議案第70号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第84号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第76号 土地の取得(笠城ダム公園用地)
4. 議案第80号 市道路線の廃止
5. 議案第81号 市道路線の認定
6. 認定第14号 平成25年度飯塚市水道事業会計決算の認定
7. 認定第15号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
8. 認定第16号 平成25年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

## 報告事項

1. 飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱の制定について (住宅課)
2. 平成26年8月21日からの豪雨による災害について (農業土木課)
3. 明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について (建設総務課)
4. 工事請負契約について (上下水道局総務課)
5. 工事請負変更契約について (上下水道局総務課)
6. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
7. 公用車による交通事故について (土木管理課)

## ○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第70号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」及び「議案第84号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

## ○経営改革推進室主幹

「議案第70号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」について、補足説明をいたします。補正予算書の23、24ページをお願いいたします。平成27年度から飯塚市小型自動車競走事業の包括的民間委託を導入するに当たり、今年度、公募型プロポーザル方式による業者を選定するため、債務負担行為として予算を定めるものであります。

期間は平成26年度から平成31年度までとし、限度額につきましては小型自動車競走法に基づき実施する包括的民間委託業務に要する各年度の経費の合計額でございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第70号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」についての補足説明を終わります。

「議案第84号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。「平成26年度 第4回 飯塚市議会定例会 追加議案」の1、2ページをお願いいたします。小型自動車競走事業の包括的民間委託の導入に当たり、附属機関を設置し、公募型プロポーザル方式による業者の選定についての審議及び審査をさせるため、本条例を改正するものであります。

附属機関の名称は、「飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会」、担任する事務につきましては、小型自動車競走事業の包括的民間委託に関して公募型プロポーザル方式による業者の選定について審議及び審査することとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、「議案第84号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

先日の議案質疑の中で、江口 徹議員の議案質疑における審査等を当委員会で資料等を提出した上で議論を深めてもらいたいという要望がっております。そういう経緯で質問させていただきます。

1点目は包括的民間委託期間中において、収益保証の中で見込んでいるものについて具体的に説明してください。きょう皆さん資料がいておるとお思いますので、これを見ながら聞いてください。どうぞ。

○経営改革推進室主幹

資料を提出いたしておりますので、収益保証の充当一覧ということで提出をさせていただいております。包括的民間委託期間中におきます収益保証の中で賄っていく分といたしまして、資料の①でございますJKA交付金猶予分の返済、それから②の累積債務の解消、それから③から⑥の債務負担行為分、これが4つほどございます。それから⑦の職員人件費を見込んでおるところでございます。

なお、先日の議案質疑の中でお尋ねのありましたJKA交付金の当該年度分につきましては、車券の売り上げの中で賄うことといたしております。また、走路改修につきましては、施設改良基金を充当する予定といたしております。次に、施設の老朽化に伴う改修につきましては、平成27年度の耐震診断の結果を踏まえて判断してまいりたいと考えておりますが、財源といたしましては、レース場が飯塚市地域防災計画の指定避難所に位置づけられておりますので、関係国庫補助金等を積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○平山委員

ゆっくり丁寧に聞いていきますので、1つずつ答えてください。資料の中でですね、②の累積債務分、約14億円についてはですね、この平成27年度からには金額が入っていないんですけども、これはどういうことを示すのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○経営改革推進室主幹

収益保証のこの表の全体でございますが、これがその内訳ということでございまして、その中の②累積債務の14億円余りでございますが、これについて線が引っ張ってありますので、それはなぜかというご質問でございます。収益保証の中から、まず①のJKA交付金の猶予分、それから③から⑥の債務負担行為分、それと⑦の職員人件費をまず充当していきます、返済に回すということですね。その余剰分を②の累積債務の返済に充てていくということを考えております。

資料の中で各年度の合計額を表の一番下に記載をさせていただいておりますが、例えば平成27年度の場合、収益保証の合計が3億5000万円とすればですね、27年度の合計は今そこに載せております3億4149万9000円でございますので、差し引きの約850万円を②の累積債務の返済に充当できるということでございます。

( 発言する者あり )

○経営改革推進室主幹

もう一度ご説明申し上げます。提出資料の収益保証の充当一覧がですね、収益保証分を賄うものでございます。①から⑦までございますが、この収益保証の中から①のJKA交付金の猶

予分、それから③から⑥が債務負担行為分でございます。それと⑦の職員人件費を充当してまいります。そして、その余剰分が出ましたら、②の累積債務の返済に充てていくということでございますので、例えば平成27年度の場合、合計が3億4149万9000円となっておりますので、収益保証の合計が3億5000万円といたしますれば、差し引きの約850万円を②の累積債務の返済に充てていくということでございます。

( 発言する者あり )

○経営改革推進室主幹

3億5000万円ということをおっしゃったのはですね、仮の話でございますので、確定した金額ではございませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:16

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

○経営改革推進室主幹

大変失礼申し上げました。収益保証の合計が、仮に3億5000万円というご説明を申し上げましたが、この3億5000万円の積算といたしましては、例えば売り上げが100億といたしますと、その1.5%を仮にですね、この率としてもらった場合、その分が約1億5000万円、それと定額分の2億円、これを足しますと、仮でございますが、3億5000万円という数字が出てまいりますので、まだ未確定の数字ではございますが、そういうことで説明を申し上げたところでございます。

( 発言する者あり )

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:19

再 開 10:45

○委員長

委員会を再開いたします。

○経営改革推進室主幹

大変失礼申しあげました。仮の話をですね、ずっとしてまいってきておりますけれども、これにつきましては今からプロポーザルをしていくという形の中でですね、具体的な数値については差し控えております。しかしながら、この表に載っておりますように、各年度の合計額、この数字をクリアしていかなければ包括民間委託が成り立たないということでございますので、売り上げを100億円と仮定いたしますと、1.5%の定率分ということでですね、1.5%以上を条件とするということを出していきたいというふうに考えております。

それから定額分につきましては、先ほど申し上げましたように①のJKA交付金の猶予分、これを充てていきたいというふうに考えております。

○平山委員

いま飯塚市では最低が1.5%という数字が出ましたけど、この収益保証が多いほど、より多く累積債務の返済に充当できて、早期に累積債務の解消が可能になると思いますが、この収益保証をどの程度見込むかによって累積債務の解消月がずれてくると考えますが、いかがでしょうか。ちなみに浜松は売り上げの2%プラス2億円ということですが、最低、飯塚市は1.5%と言いましたけどですね、この1.5%であればこの累積赤字が全く平成27年度から解消できないわけですよ。そのところも含めてですね、なるべく最低が1.5%やけど、言いよる意味わかるでしょう、お願いします。

○経営改革推進室主幹

先ほども申し上げましたように、収益保証の定率分につきましては売り上げの1.5%以上を目標にプロポーザルを行ってまいりますので、これは1.5%以上ということでございますので、2%も3%も考えられるわけでございます。これは今からのプロポーザルによるところでございます。これにつきましては今からプロポーザルを実施してまいりまして、応募者の企画提案を受けまして業者選定委員会の中で厳正に審査されることとなっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○平山委員

それでは次に移ります。道路改修についてはですね、基金を充てるということですが、基金の残高、改修時期及び改修費用について、どの程度か教えてください。

○経営改革推進室主幹

現在、施設改良基金の残高につきましては、約4億700万円でございます。改修時期といたしましては、前回は平成24年度に実施をいたしておりますので、29年度頃を見込んでおるところでございます。改修費用につきましては、前回実績の約2億円を見込んでおるところでございます。

○平山委員

それでは走路改修の基金は4億700万円ですと十分あるということですね。

それではですね、施設の改修については耐震診断後に補助金で賄うということですが、どのような補助金を考えているのでしょうか、お願いします。

○経営改革推進室主幹

レース場につきましては、先ほどもご説明申し上げましたけれども、飯塚市地域防災計画後の指定避難所に位置づけられておりますことから、地域総合整備交付金を活用してまいりたいと考えております。補助率につきましては3分の1ということでございます。

○平山委員

改修費用の補助金が3分の1ですね。ということは、3分の2は飯塚市が出さなければいけないということですね。改修もなかなか難しそうですね。

次にですね、プロポーザルの公募時期が短すぎて、新規参入業者にとって検討する時間の余裕はないと思うが、それについてはどのように考えているのか、説明してください。

○経営改革推進室主幹

先日の議案質疑の中でも答弁をしたところでございますが、公募期間につきましては飯塚市プロポーザルガイドラインにのっとりまして適正に設定していると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○平山委員

それは理解できないということですね、新規参入業者にとってはちょっと難しいかなという思いは拭えませんがという、この前の質問の内容でしたので、そのところをもっと細かく説明してください。

○経営改革推進室主幹

来年度からの包括民間委託の導入につきましては、去る8月19日の経済建設委員会において表明をいたしたところでございます。したがって、実質的には2カ月以上の準備期間があるのではなかろうかというふうには考えておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○平山委員

わかりました。次にですね、受託業者にとって船橋オート廃止の影響がどのくらいになるのかという点は大きな要素であるため、事前に試算すべきと思いますが、その点についてはどのように考えていますか。

○経営改革推進室主幹

船橋オートの関連でございますが、去る9月1日に1回目のオートレース経営成長戦略委員会が開催されております。この中で平成27年度の事業体制及び事業改善計画などについての協議が始まったところでございます。それで第2回目が9月17日に開催されております。その中で船橋撤退の関連につきましては、共通システム経費関連について28年度から32年度までの5年間は千葉県と船橋市の負担とする方向で検討がなされることとなっております。したがって、船橋場の撤退に係る影響額につきましては、主な共通経費について5年間は据え置きとの認識を持っているところでございます。それ以外の経費の部分につきましては、ある程度それぞれの方向性が示されました時点で試算をしてまいりたいというふうに考えております。

○平山委員

今ですね、共通経費という説明がありましたが、この共通経費について、飯塚市では実際どのようなものがどの程度あるのですか、説明をお願いします。

○経営改革推進室主幹

共通経費につきましては、システム関係の経費、それから選手共済関係の経費及び全国小型自動車競走施行者協議会負担金がございます。具体的に申しますと、平成25年度実績で言いますと、システム関係経費が約1億1700万円、選手共済会関係経費が約3200万円、全国小型自動車競走施行者協議会負担金が約600万円で、合計いたしますと約1億5500万円が飯塚市の持ち出しということでございます。

○平山委員

それでは、船橋オート廃止に伴う影響額の主なものについては、まだ今の時点では決定ではないが、平成28年度から32年度の5年間は船橋オートが廃止になっても従来どおり船橋場が負担をしていくという理解でよろしいのでしょうか。万が一、その船橋がですね、やめたから出さんというようなことは、万が一にもないのですか。

○経営改革推進室主幹

先ほどもご答弁申し上げましたが、共通システム経費関連につきましては平成28年度から5年間は千葉県と船橋市の負担とする方向で検討がなされておるところでございますので、まだ決定はいたしておりませんが、飯塚市といたしましてもそのように理解をしておるところでございます。

○平山委員

今までですね、飯塚オートが始まって、オートから一般財源に相当なお金が入ったと思うんですが、全額でいくらぐらいあったんですかね、今までの。

○経営改革推進室主幹

約587億円でございます。

○平山委員

最後になりますが、本当にですね、今としてみれば、走路改修資金は4億700万円残っております。この587億円の中ですね、ほんの5%でもですね、ちゃんとした基金として積んできておればですね、本当に今こういう状況にはならなかったと思って、非常に残念に思いますが、これからも一所懸命、これが包括的民営化でもよろしいので、5年、10年と継続できますように努力してください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第70号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第84号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 土地の取得（笠城ダム公園用地）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第76号 土地の取得（笠城ダム公園用地）」について、補足説明させていただきます。議案書の16ページをお願いいたします。土地の取得でございますが、笠城ダム公園用地として次の土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

所在地は飯塚市庄司字吉ヶ谷1172番地1、地目は原野となっております。取得面積は5,213.0平方メートルで、取得価格は4629万4196円でございます。

契約の相手方につきましては、飯塚市土地開発公社理事長 鬼丸力男となっております。取得する土地の位置図につきましては議案書の17ページに掲載しております。

飯塚霊園正門入口前の市道を挟んだ山林で、周囲は公園敷及びため池敷となっております。

今回取得いたします土地は、県道 飯塚福岡線の道路拡幅工事に笠城ダム公園敷地の一部が含まれていたため、代替地取得を目的として飯塚市土地開発公社に依頼して、平成9年5月に先行取得いたしました。この土地を飯塚市土地開発公社より買い戻すことにより、笠城ダム公園区域の拡大を行い、都市公園区域とすることで周辺の自然環境を生かし、一体的な管理を行うものであります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○坂平委員

この笠城ダム公園の土地の取得、これ公社が購入して今回飯塚市が取得したわけですけど、その間の塩漬け期間の利息はいくらになってます。

○都市計画課長

利息といたしましては、1398万5731円という形になっております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

（ ほかになし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第76号 土地の取得（笠城ダム公園用地）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 市道路線の廃止」及び「議案第81号 市道路線の認定」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第80号 市道路線の廃止」、「議案第81号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書27ページをお願いいたします。道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回廃止する路線は2路線、延長335.85メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、周辺地の住宅地開発により路線の長さが延長されておりますので、廃止の上程を行い、次の第81号議案にて新規認定の上程を行うものです。なお、路線箇所は28ページに記載しております。

路線明細の左端に記載しております一連番号2番の路線は、旧川島市営住宅内にある路線でしたが、鯉田・中線県営事業に伴い廃止するものです。なお、路線箇所は29ページに記載しております。

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は7路線、延長954.6メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から6番の路線は、開発帰属に伴う路線認定を行うものです。

なお、先の第80号議案で廃止の上程を行いました路線を延長して認定を行う路線は、一連番号1番の路線となっております。路線箇所は31ページに記載しております。

路線明細の左端に記載しております一連番号7番の路線は、寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は32ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第80号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成25年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第15号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第16号 平成25年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上3件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

#### ○上下水道局総務課長

「認定第14号 平成25年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第15号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」、「認定第16号 平成25年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」について、一括して補足説明します。

まず、第14号の「水道事業会計の決算」については、別冊の決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入、支出の決算については、収益的収入が20億1746万4753円となり、予算に対し2204万8247円の減収となっております。減収は水道使用料、受託工事収益の

減によるものです。

また、収益的支出は19億9767万7521円となり、5552万8479円が不用額となっています。不用額は原水及び浄水費での委託料の入札残、薬品費の執行残、配水及び給水費での修繕費、工事請負費の執行残、受託工事費の減などによるものです。

2ページの資本的収入、支出の決算については、資本的収入が9億4083万1935円となり、予算に対し1億5466万7065円の減収となっています。減収は、改良事業、第8期拡張事業工事の26年度への繰越や工事費の入札残により、その財源としている企業債、出資金、国庫補助金が減となったものです。

また、資本的支出は16億3421万5785円となり、26年度に繰り越す1億8900万円を差し引いた不用額は1億8832万9215円となります。不用額は、各事業での工事請負費の入札残によるものです。

3ページの損益計算書については、次のページの下から3段目に記載していますように、25年度は1553万1612円の純損失となっています。これは、給水収益の減、老朽化等による水道管の修繕費の増や電気料金の値上げによるもので、前年度からの繰越利益剰余金から差し引きますと、25年度の未処分利益剰余金は3億2944万823円となります。

続きまして、第15号の「産炭地域小水系用水道事業会計の決算」について、説明します。37ページをお願いします。収益的収入、支出の決算については、収益的収入が2892万3047円となり、予算に対し41万2047円の増収となっています。増収は、給水収益の増によるものです。

また、収益的支出は3390万8040円となり、225万6960円が不用額となっています。

38ページをお願いします。資本的収入、支出の決算については、資本的支出が1864万2903円となり、172万97円が不用額となっています。不用額は、改良事業の工事請負費の入札残などによるものです。

39ページの損益計算書については、次のページの下から3段目に記載していますとおり、25年度は587万2749円の純損失となっており、前年度までの繰越欠損金を加えた25年度の未処理欠損金は、1億8977万4951円となります。

続きまして、第16号の「下水道事業会計の決算」について、説明します。53ページをお願いします。収益的収入、支出の決算については、収益的収入が13億9226万6308円となり、予算に対し653万4308円の増収となっています。増収は、下水道使用料等の増によるものです。

また、収益的支出は12億6716万744円となり、3676万3256円が不用額となっています。不用額は、管渠費での工事請負費、ポンプ場費での修繕費、工事請負費、処理場費での委託料、受託工事費の入札残や執行残などによるものです。

54ページをお願いします。資本的収入、支出の決算については、資本的収入が10億5397万8108円となり、予算に対し1億4718万8892円の減収となっています。減収は、工事請負費の入札残等に伴う企業債の減、補助対象工事の繰越により、その財源の国庫補助金が減となったことによるものです。

また、資本的支出は17億5608万6960円となり、26年度に繰り越す4120万円を差し引いた不用額は1億8467万9040円となります。不用額は、施設整備費、施設改良費での委託料、工事請負費の入札残、事務費の補償金の執行残などによるものです。

55ページの損益計算書については、次のページの下から3段目に記載していますように、25年度は9945万335円の純利益となっています。

以上が、各会計の決算の概要ですが、それぞれについて決算付属書を作成し、25年度中の各事業の概況について記載しています。

また、決算書とは別に、「決算収支の総括表」などの資料を提出していますので、よろしくお願ひします。

以上、簡単ですが、認定議案についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思ひます。資料要求はありませんか。

( 資料要求なし )

資料要求はないということですので、本案3件は慎重を期して閉会中に審査するというこゝで、いずれも継続審査といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつて、本案3件はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつて、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱の制定について」、報告を求めます。

○住宅課長

飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱の制定について、ご説明いたします。資料をお願ひいたします。現在、一般公募を5月、8月、11月、2月の年4回実施しておりますが、この公募において応募がなかったり、当選されても辞退されるなどして、引き続き空き家となった住宅について、6月と12月の年2回、随時公募を行うものでございまして、それに必要な事務取扱要領を定め、平成26年10月1日付で施行するものでございます。

その概要につきましては、まず、随時公募の対象となる住宅でございまして、一般公募を行つても申し込みの無かった住宅、辞退及び入居要件に該当せず引き続き空き家となった住宅を対象とします。

随時公募の時期等につきましては、原則として年2回実施するものとし、その時期は6月及び12月とします。また、随時公募の期間は、随時公募開始日から次の一般公募の受付開始日の前日までとします。つまり、12月の随時公募の場合は、2月の一般公募受付開始の前日までということになります。

次に、入居決定の方法につきましては、先着順にて入居決定を行います。ただし、受付の初日は受付開始時間までに受付場所に来られた方で抽選を行います。それ以降については先着順ということにしております。例えば、受付の初日だけは業務開始時間の8時半からいきなり先着順とするのではなく、午前10時までと同じ住戸に2名以上の申し込みがある場合は抽選するなど、一定の時間の余裕を持ちたいというふうと考えております。

その他事務手続につきましては、入居決定した方につきましては審査に必要な書類を提出してもらい、入居資格要件に該当していれば、家賃を決定して正式入居決定となります。

なお、この事務処理方法は、福岡県が県営住宅にて実施している方法と同じやり方ということにしております。

以上、簡単でございまして、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○瀬戸委員

いま随時公募ということで、福岡県がやっていることに準ずるということで、随時ということになると、いま期間が6月と12月と言われましたかね。随時だから、その月日を決めなく

て、せっかく一般で公募して入り手がいないということは、もういつでも入られる準備ができているという住宅なんですよ。そうすると、その6月、12月にしなくて、終わった日から随時受け付けてやるということではできないんですか。

○住宅課長

現在、毎回ですね、一般公募のときに約30戸ほどを公募に出しております。そのうち入居戸数というのが20戸前後ですから、10個ぐらいが空き家という状態になっております。これにつきまして今回、随時公募をしていこうとするわけですが、基本はですね、やはり一般公募で一定期間申し込みをしていただいて公平に抽選するというのが、公営住宅の一般的なやり方でございます。その例外的なものとしてですね、この10戸が引き続き空き家になった場合に先着順で、抽選じゃなく早く申し込んだ方で少しでも入居していただくという形でやっておりますので、これを申し込みが1回なかったからといって、年間ずっと随時で先着順で受付をしますと、本当に家が必要になってその家に入りたいといったときに入れないというふうな状況が生じますので、原則としては抽選、必ず一定の申し込み受付期間を設けて抽選をして、複数いらっしゃれば抽選をやって、少しでも公平性を保って入居申し込みを受け付けるということをさせていただきたいと思っておりますので、この申し込めなかったものだけを年間を通して随時ということは非常に厳しいというふうに。やはり、公平性の観点からちょっと厳しいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成26年8月21日からの豪雨による災害について」、報告を求めます。

○農業土木課長

平成26年7月6日からの豪雨による災害について、8月19日の当委員会において報告を、いたしました。同年8月22日の、豪雨による災害が発生いたしましたので、追加報告をいたします。なお、この災害は、土木管理課及び農業土木課の2課に関連いたしますので、農業土木課より取りまとめて報告いたします。

8月21日から22日にかけての秋雨前線豪雨により発生した災害は、内野地区において最大24時間雨量で21日13時から22日13時の92ミリメートル、最大1時間雨量で22日4時から5時の61ミリメートルを観測しています。

災害の発生状況は概ね軽微なもので、公共土木災害では、道路・河川で34カ所の被災箇所の確認を行い、補助災害申請は2カ所を予定しています。

また、農林業土木災害では、農業用施設・農地及び林道で26カ所の被災箇所の確認を行い、補助災害申請は現時点で4カ所を予定しています。

なお、これらの災害につきましては、前回報告同様に復旧作業及び申請手続準備を進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、今回発生した災害についての追加報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について」、報告を求めます。

○建設総務課長

明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について報告いたします。

平成26年9月3日午後2時より、福岡地方裁判所において裁判（弁論準備）が開催されま

した。

配付資料をご覧ください。資料の「1」、現在の訴訟については、本年6月27日開催の経済建設委員会で報告した内容で、訴訟内容の変更はございません。

次に、資料の「2」及び「3」について説明いたします。資料の「2」の証拠申出書についての欄に記載しているとおおり、原告より、原告の関係人、齊藤市長、平成24年度の都市建設部長、同都市建設部次長、同土木管理課長、同総務部長の計6人の証人尋問の申し出があっており、被告としては齊藤市長、総務部長を除く4人で十分であるという内容の意見書を裁判所に提出しています。

今回の裁判では、この証人尋問の申出の採否に関する協議があり、原告、被告双方の主張を次回の裁判期日以前に提出し、それにより次回裁判期日に証人尋問の採否を決定するという事で決定しております。

なお、次回の裁判期日は、平成26年10月22日午後3時30分からです。

また、証人尋問の期日の予約があっており、平成26年12月4日及び平成27年1月15日のそれぞれ午後1時30分からとなっています。これについては予約ですので、変更の可能性もあるとのこと。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局の工事請負契約の締結につきまして、お手元に配付しております資料により報告をいたします。横書きの「工事請負契約報告書(上下水道局総務課)」と記載しています資料をお願いいたします。今回報告します請負契約は機械専門工事1件で、入札の執行に当たりましては業者選考委員会で審議し、「入札実施要領」に基づき要件等を付して入札を行っております。

長尾浄水場浄水施設改良(機械)工事につきましては、条件付き一般競争入札を9月8日に行い、3億4582万3560円の予定価格に対し3億256万920円、落札率87.48%で、前澤工業株式会社が落札しました。この入札につきましては7者の同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定しております。

以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局の工事請負変更契約の締結につきまして、お手元に配付しております資料により報告をいたします。

横書きの「工事請負変更契約報告書(上下水道局総務課)」と記載しています資料をお願いいたします。

1番目の綱分配水池築造工事については、原契約金額から600万8040円を増額して、変更契約金額を2億7539万3940円とするものです。これは、受注者から労務単価の改訂、建築資材の高騰などを理由に、7月30日付で工事請負契約第25条第6項のインフレ

ライド条項に基づく請負代金額変更の請求があったため、出来高確認、協議を行い、変更契約を行ったものです。

2番目の明星寺浄水場浄水施設新設（土木）工事については、原契約金額から371万1960円を増額して、変更契約金額を1億1064万2760円とするものです。これについても、綱分配水池築造工事と同様の理由により、受注者から7月31日付で請求があったので、変更契約を行ったものです。

また、例年のない梅雨明け後の長雨、雷雨、台風により、事故防止、保全を図るため、たびたび工事中断を余儀なくされ、さらに本工事関連の配管工事において浄水場出入口での不断水切替弁の設置作業を行うため、工事車両の通行が制限されることから、工期について9月30日までとしていたものを、30日延長して10月30日までとしたものです。

以上、簡単ですが、工事請負変更契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における2件の車両損傷事故について、あわせて報告いたします。

1件目の事故は、平成26年8月20日（水）午後6時40分頃、柏の森地内の市道 折口・天神坂線において、当事者が柏の森方面から田川方面へ走行中、道路中央部にできた陥没に右側前後輪を落とし込ませ、右側前後輪のタイヤ・ホイールを損傷させたものです。

次に2件目の事故は、平成26年8月30日（土）午前8時40分頃、相田地内の市道 太郎丸・相田線において、当事者が相田方面から幸袋方面へ走行中、道路左寄りにできた陥没に左側前輪を落とし込ませ、タイヤ・ホイール等を損傷させたものです。

両事故とも、過失割合については現在、保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議を行うものです。

また、道路の点検、補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

公用車による交通事故について、報告をいたします。

事故発生日時は、平成26年8月21日（木）午後1時53分頃であります。事故発生場所は、飯塚市花瀬地内、市道 大日寺・吉原町線花瀬交差点近くの駐車場でございます。

事故の概況といたしましては、土木管理課職員運転の2トントラックで駐車場横の市道 大日寺・吉原町線の陥没補修作業中、駐車場横に置いていた土嚢袋を回収するためバックした際、駐車場フェンスに気づかずフェンスに接触させ、損害を与えたものであります。

市側の運転者及び車両には損害はありませんが、相手方につきましてはフェンスを破損しております。

損害賠償につきましては、現在、相手方と協議をしているところでございます。

運転に際しては、日ごろより安全運転に対する指導を行っているところでありますが、今後はさらなる指導、注意喚起を行います。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。